

令和5年10月1日スタート インボイス制度ってなに?

~申請は焦らずに~

監修:税)税制経営研究所

インボイスとは?

=適格請求書等(請求書・領収書・納品書など)のことです。

登録番号など6項目を記載する法的義務が生じます。

請求書の対応例

| 請求書 | | |
|---|------------|---------------------|
| (株)○○御中 | ▲▲▲(株) | 売手(当社)の氏名又は名称及び登録番号 |
| 登録番号 T1234 ... | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 魚 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 ※ | 10,000円 |
| 11/15 | 割りばし | 1,000円 |
| 11/29 | タオルセット | 2,000円 |
| ※ 軽減税率対象 | | |
| 8% 対象 15,000円 | 消費税 1,200円 | |
| 10% 対象 3,000円 | 消費税 300円 | |
| ※下線部は、特に注目する項目です。※登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です。 | | |

インボイス制度とは?

課税売上に係る消費税の集計額から課税仕入に係る消費税の集計額を差引控除して、消費税として申告納税するシステムです。

課税売上とは、消費税が課税される売上のことです。歯科医療機関では、自費収入、金属買取売上、健診事業団体(区市町村、企業等)からの報酬などがあげられます。

インボイス制度が始まると、消費税の計算において仕入税額控除できるのは、消費税法に規定するインボイスを保存しているものに限られます。

なぜインボイス制度を開始するのか?

取引の正確な消費税額と消費税率を把握するためです。また、免税事業者をなくすことによって課税を強化し、税収を増やすためでもあります。インボイス制度の開始により、国に消費税増税分として2,480億円增收となり、1事業者あたり15万円の負担増となると財務省は説明しています。

いつから開始?

インボイスのやり取りは、2023年10月1日からです。登録申請は、原則3月31日まで、困難な事情がある場合は9月30日までに行う必要があります。ただし、10月1日を過ぎた後でも登録は可能です。

登録しないといけないのか?

義務化されるわけではありません。登録すべきかどうかは取引先の種類や、課税売上の多寡によって判断が異なると考えられます。顧問税理士にご相談ください。

自院がどの事業者か判断する方法は?

2年前の課税売上高(自費収入、金属買取売上、歯ブラシ等の物販売上、健診事業団体(区市町村、企業等)からの報酬など、消費税が課税される売上の合計額)を算出してください。



A: 免税事業者

課税売上が1,000万円以下。消費税の納税が免税されている。



B: 簡易課税事業者

課税売上が5,000万円以下で簡易課税制度選択届出書を提出している場合。

売上高の業種に応じたみなし仕入れ率に乗じて簡易に計算をする。

なお、医療機関の場合、自由診療のみなし仕入れ率は50%。



C: 本則課税事業者

課税売上が5,000万円超の場合。または、簡易課税制度選択届出書を提出していない場合。

売上高に対する消費税額から仕入れに対する消費税額を差し引いて消費税額を算出。

事業者ごとの対応の必要性は?

歯科医療機関の事業者の種類、取引先の事業者の種類によって以下の通りにまとめられます。

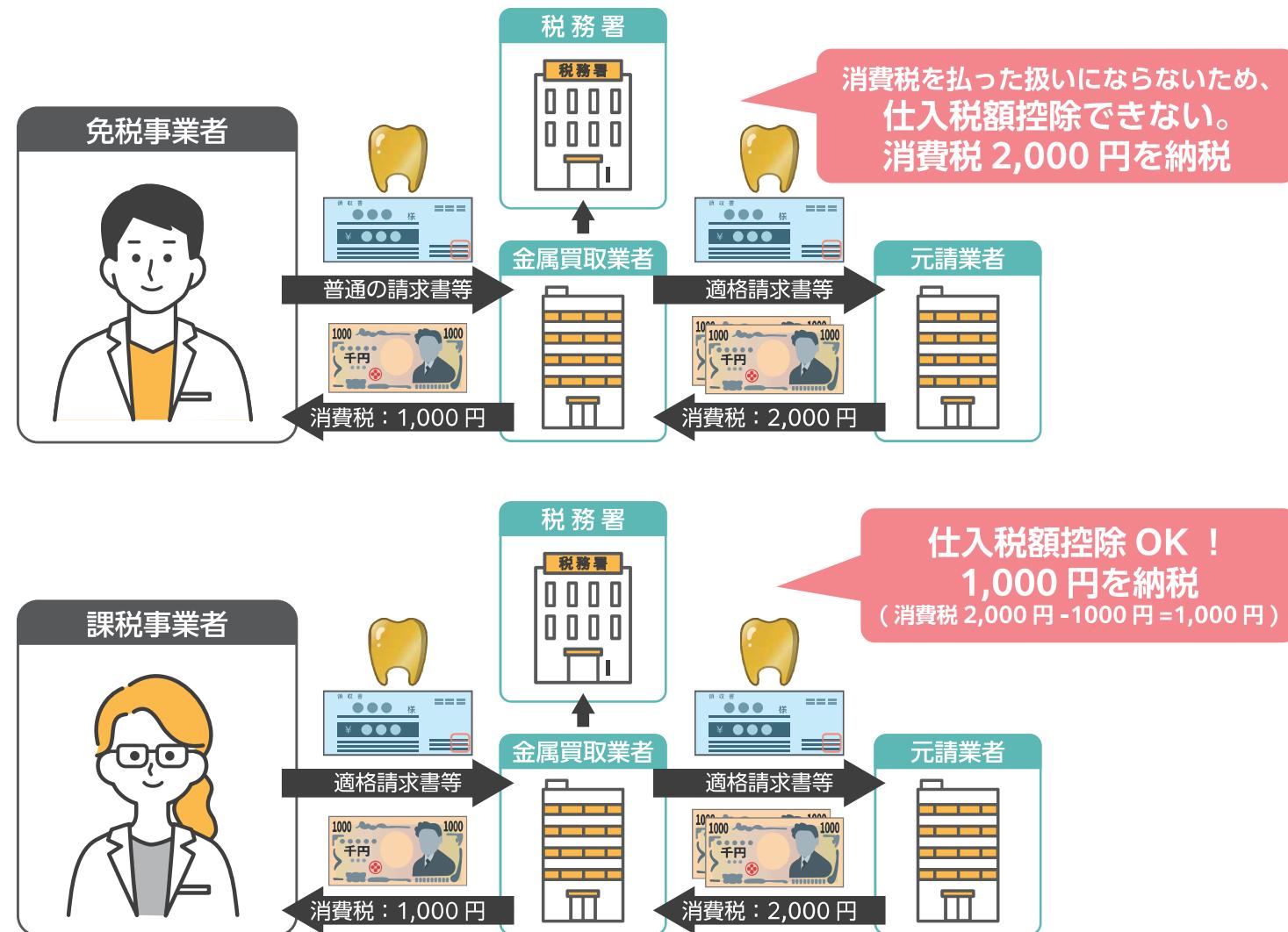
| 歯科医療機関 | 売上相手先 | 選択肢 | 理由 |
|--------------------------|---------------|--------------|------------------------------|
| A: 免税事業者 | 免税事業者か簡易課税事業者 | 対応の必要なし | 影響なしのため |
| | 本則課税事業者 | 対応を求められる場合あり | 売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため |
| B: 簡易課税事業者 C: 本則課税事業者 | 免税事業者か簡易課税事業者 | 対応の必要なし | 影響なしのため |
| | 本則課税事業者 | 対応を求められる場合あり | 売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため |

なぜ対応を求められるのか?

本則課税事業者の取引先は、歯科医療機関がインボイス登録をしていないと仕入・経費の消費税が引けなくなるため、「インボイス(適格請求書)」の発行を求める場合があります。

例：歯科医療機関が、金属買取業者に金属を販売

金属買取業者が課税事業者の場合、免税事業者の歯科医療機関との取引では、仕入税額控除できません。**免税事業者の歯科医療機関との取引によって、金属買取業者（課税事業者）の消費税納付が増税となります。**よって、課税事業者の取引先は、取引相手の優先順位を**課税事業者 > 免税事業者**とする可能性もあります。



経過措置はないのか？

取引先向け、インボイス登録をした免税事業者向けに設定されています。詳細はQRコードからアクセスしてください。

<取引先向け>
免税事業者等からの仕入れについて、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能としています。

<インボイス登録をした免税事業者向け>
「免税事業者→課税事業者」となる事業者に対し、納税額の上限を「売上税額の2割」でよいとしています。ただし、10月からの3年間のみの経過措置。

日税連：インボイス制度実施に当たっての経過措置について

財務省：インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答

免税事業者・簡易課税事業者・本則課税事業者がインボイス登録すると何が変わる？



免税事業者 → 必然的に簡易課税事業者または本則課税事業者となる。

- 領収書・請求書等に必要事項を記載し発行しなければならない。
- 発行する領収書・請求書等の写しをすべて保存しなければならない。
- **新たに消費税を納税しなければならない。**
- 消費税納税のための事務的な時間、税理士への顧問料の増額などの費用の発生。



簡易課税事業者

- 領収書・請求書等に必要事項を記載し発行しなければならない。
- 発行する領収書・請求書等の写しをすべて保存しなければならない。



本則課税事業者

- 領収書・請求書等に必要事項を記載し発行しなければならない。
- 発行する領収書・請求書等の写しをすべて保存しなければならない。

医療機関が課税事業者（金属買取業者や健診事業者など）からインボイス登録を求められた場合。

以下のいずれかの対策が考えられます。

- 1 インボイスを登録せず、値引きもしない。
- 2 インボイスを登録せず、消費税相当額または一定額を値引きする等、取引先企業と価格を含めて交渉。
- 3 インボイス登録申請を行い、登録を受け、インボイスを発行する。

※ただし、優越的地位の濫用は、独占禁止法で規制されています。

買い手（金属買取業者や健診事業者など）が売り手に対し、インボイス登録の有無によって、価格引き下げや取引中止の交渉をすることは問題行為となります。

取引先が期限を定めてインボイス発行事業者登録を求めていても、慌てずに。

歯科医療機関の課税売上額によっても、対応は異なると思います。

よく考えてご登録を。

ご不安な方は 協会までお問合せください。

